

議案第 40 号

上越市都市公園条例等の一部改正について

上越市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市都市公園条例等の一部を改正する条例

(上越市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 上越市都市公園条例（昭和 46 年上越市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 高田公園の項中「高田公園」を「高田城址公園」に改める。

別表第 5(1)の表高田公園の項中「高田公園」を「高田城址公園」に改め、同表(1)の表備考 6 中「高田公園」を「高田城址公園」に、「、又は」を「又は」に改め、同表(1)の表備考 7 及び(2)の表高田公園の項中「高田公園」を「高田城址公園」に改める。

(上越市露店市場管理条例の一部改正)

第 2 条 上越市露店市場管理条例（昭和 47 年上越市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表移動露店の表中「高田公園観桜会」を「高田城址公園観桜会」に改める。

(上越市市民交流施設高田公園オーレンブラザ条例の一部改正)

第 3 条 上越市市民交流施設高田公園オーレンブラザ条例（平成 29 年上越市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上越市市民交流施設高田城址公園オーレンブラザ条例

第 2 条の表及び第 3 条中「上越市市民交流施設高田公園オーレンブラザ」を「上越市市民交流施設高田城址公園オーレンブラザ」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。